

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁25-②)

施策名	復興交付金制度に係る施策の推進				担当部局名	交付金班			作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 寺岡 光博
施策の概要	東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりに必要となる5省40事業を一括化し、一本の復興交付金事業計画で申請・採択し、復興交付金を交付する。				政策体系上の位置付け	復興施策の推進				
達成すべき目標	復興交付金の交付により、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業を実施する。			目標設定の考え方・根拠	東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第5章復興特別区域基本方針(平成24年7月13日閣議決定(改定))			政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 復興交付金配分計画の作成	-	-	被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、適時適切に実施	各年度	合計4回にわたり、延べ271市町村について配分計画を作成	被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、適時適切に実施	被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、適時適切に実施	被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、適時適切に実施	-	・復興庁においては、被災地方公共団体の置かれている個別の復興の現状と有しているニーズが異なることから、復興交付金事業計画の策定に対する支援を実施し、提出された復興交付金事業計画について、既配分事業の状況、被害状況と事業との関連、事業実施の必要性・効率性等について精査し、適時適切に復興交付金の配分計画を作成することとしているため。 (なお、復興交付金は平成27年度までの制度とされていることから、目標年度は平成27年度までとしている)
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成25年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度								
(1) 東日本大震災復興交付金(平成25年度)(関連:25-①)	(2,510億円)	1兆3,192億円	5,918億円	1	・東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりに必要となる5省40事業を一括化し、一本の事業計画で申請・採択。					002